

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 10 月 1 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500240号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500066号

第1 結論

平成9年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年3月

結婚が決まり、当時勤めていた会社を退職し、婚姻届や結婚相手の養子縁組などと併せて国民年金の手続きをするため、A市役所の本庁舎に何度か足を運んだ。平成9年3月20日付けで退職した際、会社から手続きの手順を書いたメモを受け取り、そのとおりに行った。請求期間である平成9年3月の国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び同年4月からは結婚相手の扶養となるので、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の2つの手続きを、同年3月か4月の同時期に行った。その際、市役所の担当者が、その2つの種別変更届の内容を、年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄にそれぞれ手書きで書いてくれた。

請求期間の国民年金保険料を納付した場所はよく覚えていないが、金額は1万円くらいだったと思う。ところが、請求期間が未加入扱いであり、保険料を納付していない記録となっている。国民年金に初めて加入して以来、その手続き及び保険料の納付は必ず行っており、請求期間も間違いなく保険料を納付したのに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年3月20日付けで会社を退職後、A市役所において同月の国民年金の第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更及び同年4月以降の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更となる2つの手続きを、同年3月または同年4月の同時期に行い、その際、市役所の職員が年金手帳にその旨記載したと主張しているところ、請求者から提出された年金手帳の国民年金の記録(1)欄において、被保険者となった日を「平成9年3月21日」、被保険者でなくなった日を「平成9年4月1日」、被保険者の種別を第1号被保険者とする種別変更及び「平成9年4月1日」を被保険者となった日とする第3号被保険者への種別変更の2つの記録が記載されていることが確認できる。

また、当時、A市役所で行っていた国民年金の手続きの手順は、「市民課の窓口で2枚複写式の「住民異動届」を記入し、2枚複写の1枚を連絡票と共に年金課へ渡し、その書類をもとに年金課でご本人の年金手帳の国民年金の記録欄に届出内容を記載していた。」と同市役所は回答していることから、請求者がその主張する種別変更手続を行い、同市役所がその届出を受け付けたことがうかがえる。

さらに、A市役所は、「当時、国民年金保険料の納付書は市役所内で発行しており、急ぐ場合は即日発行することが可能であった。また、何らかの理由で納付書が発行されなかった場合

であっても、手書きによる仮納付書を発行していた。」と回答していることから、請求者の請求期間の納付書が発行され、納付が可能であったと考えられる。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した場所はよく覚えていないが、金額は1万円くらいだったと思うと主張しているところ、当時の保険料は1万2,300円であり記憶に近い金額である。

また、請求者は、国民年金に初めて加入して以来、その手続き及び保険料の納付は必ず行ってきたとしているところ、オンライン記録において、請求者は、請求期間前に厚生年金保険の資格を複数回喪失しているが、いずれの機会も国民年金への加入手続きが行われ、国民年金保険料が納付されている上、請求期間後の第3号被保険者期間における配偶者の複数回にわたる厚生年金保険の資格喪失時のいずれにおいても、第1号被保険者への種別変更手続きが適切に行われ、国民年金加入期間の保険料が全て納付されており、請求者は納付意識が高かったものと認められることから、請求期間の保険料を納付していたと考えることに不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500339号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500123号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年7月16日の標準賞与額を3万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月16日

A社から平成16年7月16日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C厚生年金基金(以下、「基金」という。)から提出された事業主が請求期間当時作成し、基金へ提出した「賞与支払明細書」及び請求者の厚生年金基金加入員台帳並びに事業主の陳述から、請求者は、平成16年7月16日に3万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月16日に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成26年4月10日付けで提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成16年7月16日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500333号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500125号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成23年5月28日から同年3月16日に訂正するとともに、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年6月1日から同年3月16日に訂正し、平成23年3月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成23年3月16日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

B社の事業主は、請求者の平成23年3月16日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年3月16日から同年6月1日まで

私は、A社を平成23年3月15日に退社し、B社に同年3月16日付けで移籍したが、厚生年金保険の記録は、A社の被保険者の資格喪失年月日が同年5月28日、B社の被保険者資格の取得年月日が同年6月1日となっている。私の厚生年金保険の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社及びB社から提出された請求者の出勤簿及び両社の事業主の回答から判断すると、請求者は平成23年3月15日までA社に勤務し、同年3月16日からB社に勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出された賃金台帳及び平成23年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿により、平成23年3月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、B社に係る厚生年金保険の事業所記録照会回答票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成23年6月1日であり、同年3月16日においては適用事業所となっていないが、同社の商業登記簿謄本により、同年3月16日において法人事業所であり、当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、B社の事業主が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社に係る厚生年金保険の適用年月日が平成23年6月1日となっており、同年3月16日での資格取得の届出は行っていない旨の回答をしているが、当時、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、年金事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、年金事務所は、請求者に係る同年3月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500355号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500126号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成24年12月27日の標準賞与額を11万9,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月27日

A社から平成24年12月27日に支給された賞与が厚生年金保険の記録とされていないので、調査の上、当該賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び同僚の陳述により、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支給を受け、標準賞与額(11万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月27日における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500428号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500124号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年5月31日から同年6月1日に訂正し、昭和49年5月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和49年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和49年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月31日から同年6月1日まで

昭和49年6月にA社から関連会社のC社に異動したが、年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和49年5月31日となっているために被保険者期間に1か月の空白が生じていた。両事業所には継続して勤務していたので、同社における資格喪失日を昭和49年6月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された社員名簿、同社の回答及び複数の同僚の回答により、請求期間において、請求者がA社及びC社に継続して勤務(A社からC社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の社内報及び複数の同僚の回答により、昭和49年6月1日とすることが必要である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、昭和49年4月の厚生年金保険の記録から、7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年5月31日から同年6月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については納付したとしているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日は雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和49年5月31日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和49年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していない

と認められる。